

クリーニング所を開設される方へ

＜クリーニング所を開設する場合＞（クリーニング業法第5条及び第5条の2）

八尾市内において、クリーニング所を開設しようとする者は、クリーニング所の位置、構造設備、クリーニング師の氏名、従事者数その他必要な事項をあらかじめ八尾市保健所に届け出て、検査及び確認を受けなければなりません。

＜営業開始までの手順＞

- ① 開設届出(届出書記載事項・添付書類についての審査、届出受理、手数料徴収)
施設の確認検査の日程調整
- ② 保健所職員による施設の確認検査(※この日までに全ての設備が整っている必要があります。)
- ③ 後日、確認済証の交付

※ 開設届出書の提出は、営業開始の概ね2週間前ごろ(遅くとも10日前まで)にお願いします。(事前の相談については随時対応いたします。)

※ 事業譲渡に伴う届出の場合は、事前に保健所へご相談ください。
詳しくは、「クリーニング所の事業譲渡の手続きについて」をご参照ください。

＜開設届出＞

開設の届出にあたっては、次のものがが必要です。

チェック欄	必要書類等	備考
1 <input type="checkbox"/>	クリーニング所開設届出書(様式第1号)	【2部】
2 <input type="checkbox"/>	クリーニング所の平面図、付近見取図 ※設計図、住宅地図等の添付でも可 (図中に必要な詳細事項を追記してください。)	【2部】
3 <input type="checkbox"/>	クリーニング師の免許証	【原本】 届出時に窓口で確認後、返却します
4 <input type="checkbox"/>	届出をする営業者が他にクリーニング所を開設又は 無店舗取次店を営んでいるときは、その名称、所在地、従事者数、クリーニング師名等を記載した書類	【2部】
6 <input type="checkbox"/>	手数料	16,000 円(現金)

問合せ先
八尾市保健所 保健衛生課
八尾市清水町 1-2-5
TEL:072-994-6643

<使用前検査の確認事項>

クリーニング業法第3条、八尾市クリーニング業法施行条例第3条

- (1)業務用の機械として洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台は備えること。(ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を有する場合は、脱水機は備えなくてもよい。)
- (2)クリーニング所及び業務用車両並びに業務用の機械及び器具は、清潔を保つことができる構造であること。
- (3)洗たく物を洗たく又は仕上げを終わったものと終わらないものを区分できる設備を有すること。
- (4)洗たく物をその用途に応じ区分して処理できる設備を有すること。
- (5)洗場の床は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等の水が浸透しないもの)で築造され、これに適当な勾配をつけ、水が停滞しない構造とすること。また、排水口を設けること。
- (6)感染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分できる設備を有すること。また、これを消毒する具体的方法を有すること。
- (7)クリーニング所と住居その他の施設が区分されていること。
- (8)換気、採光及び照明が十分に行うことができる施設構造であること。
- (9)洗場の内壁は、床面からの高さが1メートルまでの部分は、不浸透性材料で造られていること。
- (10)仕上げ場を有すること。
- (11)洗濯物を収納する容器(運搬容器を含む。以下同じ。)その他の設備は、洗たくの終わったものと終わらないものとに区分できる設備を有すること。
- (12)洗たく物を収納する容器その他クリーニング所内の設備を消毒する薬品を備えること。
- (13)テトラクロロエチレンその他の塩素系有機溶剤を使用するクリーニング所にあつては、ドライクリーニングを行うための機械に排液処理装置を設置すること。

<よくあるご質問>

Q1 免許証を紛失したのですが。

A1 免許を取得した各都道府県へ再交付の手続きをしてください。

Q2 免許証に記載されている氏名に変更があるのですが。

A2 免許を取得した各都道府県へ書換え交付の手続きをしてください。